

**民法等の一部を改正する法律施行に伴う宅地建物取引業法の
解釈・運用の考え方の一部改正及び重要事項説明に係る
説明事項の一部変更について**

概要

民法等の一部改正に伴う宅地建物取引業法施行規則が一部改正され、本年 4 月 1 日で施行されました。これに伴い、国土交通省より、重要事項説明書(区分所有建物の売買・交換用、建物貸借用、宅地の貸借用)の書式について下記のとおり変更の通知がありましたのでご案内申し上げます。

《変更点》

重要事項説明書(区分所有建物売買・交換)			
計画修繕積立金等に関する事項			
【旧】	当該建物に係る滞納額	【新】	当該一棟の建物に係る滞納額 専有部分に係る滞納額

重要事項説明書(建物賃貸借用)			
【旧】	金銭の貸借のあつせん	【新】	項目削除

重要事項説明書(土地賃貸借用)			
【旧】	金銭の貸借のあつせん	【新】	項目削除

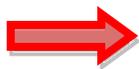
会員の皆様の対応について

- ① 当協作成の重要事項説明書(区分所有建物用) 14. 管理、使用に関する事項の(5)計画修繕積立金等に関する事項で計画修繕積立金の滞納額に関して、今回「当該一棟の建物に係る滞納額」を説明するよう通知がありましたので、書式に「当該一棟の建物に係る滞納額」を追加して、その旨を説明してください。

(5) 計画修繕積立金等に関する事項

計画修繕積立金制度	有(別添管理規約第 条等参照)	・	無
計画修繕積立金	月額	円(平成	年 月 日現在)
既に積み立てられている額		円(平成	年 月 日現在)
当該一棟の建物の修繕積立金の滞納額	有・無	円(平成	年 月 日現在)
売主の修繕積立金の滞納額	有・無	円(平成	年 月 日現在)

ここに追加
して下さい。



(スマイミーPC
会員契約書ダウ
ンロード用は書
式を変更してお
ります)

- ② 当協作成の重要事項説明書(建物賃貸借用)の 12. 金銭の貸借のあつせんについては、説明項目が削除されましたので、金銭の貸借のあつせんについては、今後説明する必要はありません。
(スマイミーPC 会員契約書ダウンロード用は書式を変更しております)
- ③ 当協作成の重要事項説明書(土地賃貸借用)はありませんが、金銭の貸借のあつせんについての説明項目が削除されましたので、金銭の貸借のあつせんについては、今後説明する必要はありません。